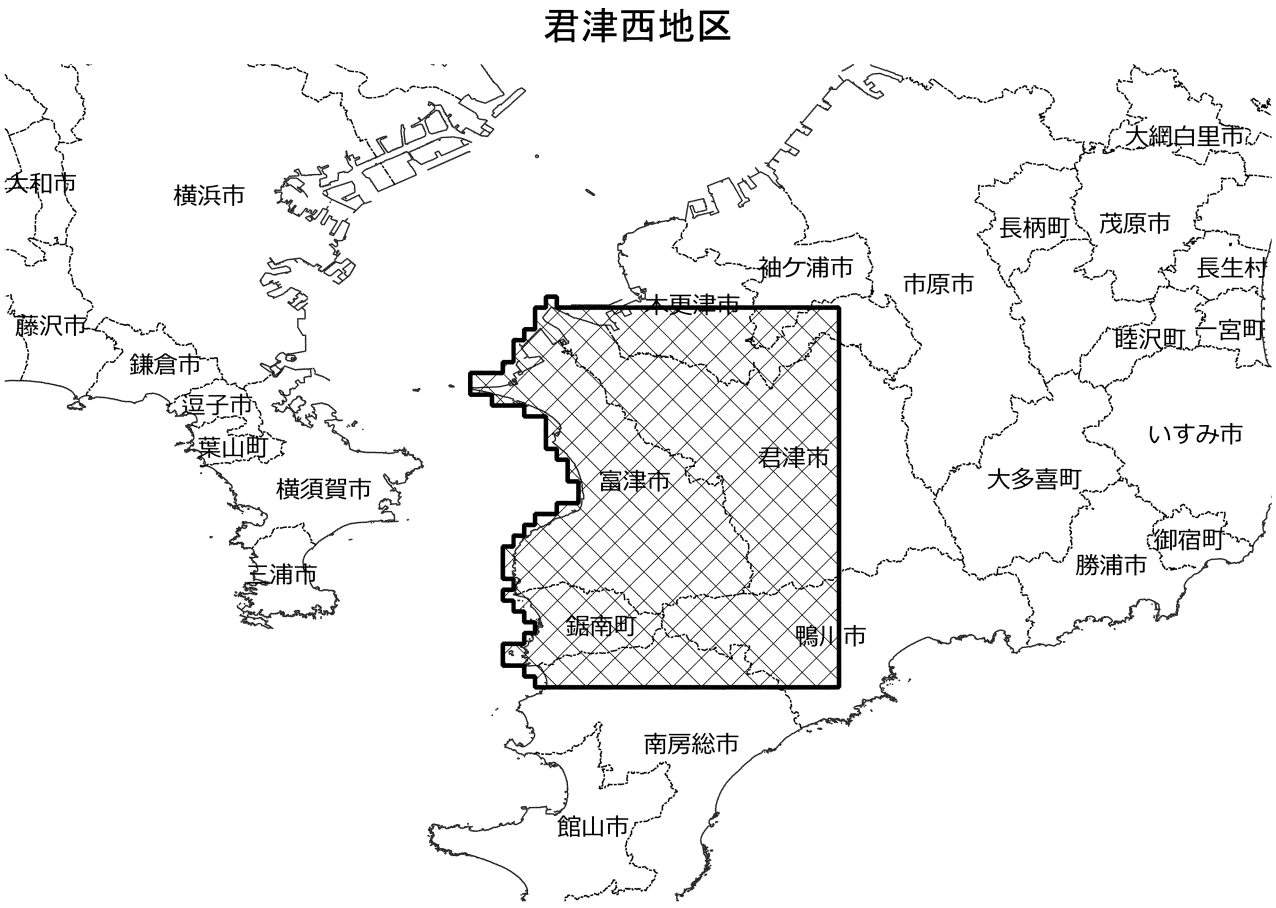


公　　告

諸　事　項

公害等調整委員会公示第１号

公調委令和六年（フ）第１号香川県小豆郡土庄町小部地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件について次のような裁定があったので、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第四十二条第四項の規定により公示する。

令和七年十月六日

公害等調整委員会委員長　永野　厚郎

公調委令和６年（フ）第１号香川県小豆郡土庄町小部地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

裁　　定

香川県小豆郡土庄町小部乙628番地１

申　請　人　赤松石材有限会社

同代表者代表取締役　中西　一宏

同代理人弁護士　田岡　直博

香川県高松市番町四丁目１番10号

処　分　庁　香川県知事　池田　豊人

同指定代理人　安松　義隆

同　　鵜川　康彦

同　　高尾　耕治

主　　文

処分庁が申請人に対して令和６年７月12日付けでした岩石採取計画不認可処分（６土監第31309―２号）を取り消す。

事　実　及　び　理　由

第１　当事者の求める裁定

１　申請人

主文同旨

２　処分庁

申請人の本件裁定申請を棄却する。

第２　事案の概要

本件は、申請人が採石法33条に基づいて行った岩石採取計画認可申請に対し、処分庁が不認可処分（以下「本件不認可処分」という。）をしたことについて、申請人が、本件不認可処分は違法であると主張して、その取消しを求める事案である。

１　法令の定め

(1)　採石法

（採取計画の認可）

33条　採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所（以下「岩石採取場」という。）ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事（中略）の認可を受けなければならない。